

公益活動の定義

施行	団体	名称	主体	客体	内容	除外される活動				
						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
1999年 (平成11) 10月	箕面市	非営利公益市民活動	市民が行い	/	市の区域内において自発的かつ自立的に行う営利を目的としない社会貢献活動をいう。	/	宗教の教義を広め、儀式活動を行い、及び信者を教化育成すること	政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること	特定の公職の候補者、公職、政党を推薦、支持、反対すること	/
2001年 (平成13) 4月	池田市	公益活動	市民が行い	・市民のために行われる ・不特定かつ多数のもの	自発的かつ自立的な活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするもの。	(1) 営利を目的とするもの	(2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること	(3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること	(4) 特定の公職の候補者、公職、政党を推薦、支持、反対すること	(5) 公共の利益を書する行為をするおそれのあるものの行うもの
2002年 (平成14) 4月	吹田市	市民公益活動	市民が行い	/	自発的に行う営利を目的としない社会貢献活動をいう。	/	宗教の教義を広め、儀式活動を行い、及び信者を教化育成すること	政治上の主義を推進し、支持し、又はこれらに反対すること	特定の公職の候補者、公職、政党を推薦、支持、反対すること	/
2004年 (平成16) 4月	豊中市	市民公益活動	/	市民その他不特定かつ多数のもの	自発的及び自立的に行われる市民その他不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動をいう。	(ア) 営利を目的とするもの	(イ) 宗教の教義を広め、儀式活動を行い、及び信者を教化育成すること	(ウ) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること	(エ) 特定の公職の候補者、公職、政党を推薦、支持、反対すること	/
2010年 (平成22) 10月	川西市	市民公益活動	/	市民その他不特定かつ多数のもの	自発的及び自主的に行われる市民その他不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動をいう。	(ア) 専ら直接的に利潤を追求することを目的とする経済活動	(イ) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること	(ウ) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること	(エ) 特定の公職の候補者、公職、政党を推薦、支持、反対すること	/

◆池田市条例における
公益活動 定義の図解

		主体	
		市民	市民以外
客 体	市民	市民が行い 市民のために行われる	市民以外が行い 市民のために行われる
	市民以外	市民が行い 市民以外のために行われる	市民以外が行い 市民以外のために行われる

◆池田市条例における「市民」

池田市みんなで作るまちの基本条例
(平成18年4月1日施行)

第2条
(2) 市民 市内に居住する者、市内で働く者及び学ぶ者並びに市内に事業所を有する法人その他の団体をいう。

解説：○第2号「市民」
これからのまちづくりは、本市で生活し、あるいは活動している全ての人々の参画と協働により進める必要があるとの考えから、市内に居住する者のみならず、市内で働く者、学ぶ者、さらに市内に事業所を有する法人やNPO 団体、自治会、サークル団体も含めたその他の団体を「市民」として定義しています。まちは、そこに住む人々だけによって成長・発展するものではなく、本市以外からの人材等の集積も大きく寄与するものであり、逆にそれなくしてはまちの発展はありえないといえます。このようなことを踏まえ市民を定義しています。なお、外国人もこの定義に当てはまる者はすべて市民となります。